

市議会の対応一覧

令和2年5月28日  
新型コロナウイルス感染症対策検討協議会  
資料3

番号	目的	提案会派等	対象会議等	内容	期待される効果	結果
1	令和2年6月定例議会における新型コロナウイルス感染症防止対策	よこすか未来会議	本会議委員会	本会議・予算決算常任委員会の議員・理事者の出席方法、本会議における一般質問のあり方、委員会への理事者の出席方法等について	議会における感染防止	5/15 次回再協議  5/22 以下の内容で議会運営委員会へ報告する  1 一般質問の実施について「遠慮すべき」との多数意見があり、「現状どおり実施すべき」との少数意見があった。また、議会期間中の文書による質問を実施できるよう関連規定を改正すべきとの少数意見もあった。  2 本会議の議事日程について「現状どおりの順序で実施すべき」との多数意見があり、「議案を最優先に審議すべき」との少数意見があった。  3 委員会所管事項に対する質問の実施について「遠慮すべき」との多数意見があり、「現状どおり実施すべき」との少数意見があった。  4 令和2年6月定例議会の本会議及び委員会の運営に関する事項について (1) 本会議及び委員会等の傍聴自粛要請については、6月定例議会期間中は継続する。 (2) 本会議における理事者の出席は、市長、副市長及び関係部局長等とする。 (3) 本会議における議席は、傍聴席も使用し密集を避けた議席の配置とする。ただし、一般質問の発言者がいない場合は、現状どおりとする。 (4) 委員会の審査方法については、部局別審査とする。 (5) 本会議及び委員会における質疑等については、本協議会で行った要望・確認事項は遠慮する。
2	・議員と事務局職員の感染防止 ・それによる議会機能の維持	小林伸行議員（オブザーバー）	本会議	本会議の感染防止対策  地方自治法に定められた本会議についての現行の法解釈では、登庁して議場で着席し「定足数」を満たす必要があり、遠隔出席は認められないと解されている。 そこで、とり得る対策としては、臨時議会・招集議会・定例議会のいずれにおいても、本会議の開催時間を可能な限り短縮することが重要となる。 そのため、次の対策をとる。  ・議案を一般質問よりも優先し、先議する ・討論を可能な限り書面配布化する ・議運申し合わせ事項に「感染症対策として議長が必要と認めた場合には、議員は一般質問を遠慮するものとする」と追記し、代わりに書面質問を奨励する ・理事者出席者は、提案説明の際の市長のみ ・緊急質問があった場合は必要な理事者のみ出席させる ・理事者(市長)は提案説明が済んだら退席する	・議員と事務局職員および議事説明員の健康と生命の保護 ・それに伴う議会機能の維持	「現状どおりの順序で実施すべき」との多数意見があり、「議案を最優先に審議すべき」との少数意見があった。  3 委員会所管事項に対する質問の実施について「遠慮すべき」との多数意見があり、「現状どおり実施すべき」との少数意見があった。  4 令和2年6月定例議会の本会議及び委員会の運営に関する事項について (1) 本会議及び委員会等の傍聴自粛要請については、6月定例議会期間中は継続する。 (2) 本会議における理事者の出席は、市長、副市長及び関係部局長等とする。 (3) 本会議における議席は、傍聴席も使用し密集を避けた議席の配置とする。ただし、一般質問の発言者がいない場合は、現状どおりとする。 (4) 委員会の審査方法については、部局別審査とする。 (5) 本会議及び委員会における質疑等については、本協議会で行った要望・確認事項は遠慮する。
3	議会公開の原則と新型コロナウイルス感染拡大防止のバランスを図るため	市議会事務局	本会議委員会協議会	傍聴自粛の解除時期の検討 ・横須賀市議会では、緊急事態宣言が発令（4月7日）する前から傍聴自粛を求めていたが（2月21日）、傍聴自粛解除の判断を、何をもとにするか検討しておく必要があると考える。 ・また、どのような対策を行った場合に傍聴可能となるか併せて検討しておく必要がある。	新型コロナウイルスの感染拡大を防止しながら、議会運営を行っていくことが可能となる。	（2）本会議における理事者の出席は、市長、副市長及び関係部局長等とする。 （3）本会議における議席は、傍聴席も使用し密集を避けた議席の配置とする。ただし、一般質問の発言者がいない場合は、現状どおりとする。 （4）委員会の審査方法については、部局別審査とする。 （5）本会議及び委員会における質疑等については、本協議会で行った要望・確認事項は遠慮する。

番号	目的	提案会派等	対象会議等	内容	期待される効果	結果
B 4	市議会での会議体が多密を十分に避けられていない状態であり、一人でも議員で感染者が発生した場合、市議会の機能が停止する恐れがある。	よこすか未来会議	委員会	まずは各議員のネット環境を確認すること。市議会における委員会等の協議の場を可能な限りオンラインで開催すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃厚接触を回避することで、議会運営を継続させることができる。</li> <li>(一般的に難しいとされる) 議会が率先してオンラインでの会議を進めることで、広く市民に対して、感染症拡大防止への協力を訴えることができる。</li> </ul>	5/15 次回再協議  5/22 以下の内容で議会運営委員会へ報告する
B 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員と事務局職員の感染防止</li> <li>それによる議会機能の維持</li> </ul>	小林伸行議員(オブザーバー)	委員会	委員会の遠隔開催を可能とする条文整備  【別添1】の4/30付総務省通知で、委員会をオンラインで遠隔開催できることが明示され、これによって、解釈に頭を悩ませる必要はなくなった。そこで、委員会を遠隔開催できるようにするため、例規の所要の条文整備をする。 なお、改定すべき具体的な例規名・該当箇所・改定案は【別添2】のとおりである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員と事務局職員および議事説明員の健康と生命の保護</li> <li>それに伴う議会機能の維持</li> </ul>	感染症対策としてのオンライン会議の実現に向け、関連規定の改正や実施にかかる技術面(ハード面、コスト面、運用方法等)について検討すべきものとする
B 7	議員と事務局職員の感染防止	小林伸行議員(オブザーバー)	委員会	委員会の遠隔開催を行わない場合の会議開催手法の確立  委員会を遠隔開催しない場合、感染防止のために委員会の開催時間を可能な限り短縮することが重要となる。そのため、次の対策をとる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会に先立ち委員と同メンバーの協議会を開催する</li> <li>協議会は遠隔にて開催(現在の提出予定議案の事前説明を遠隔で入念に実施するイメージ)</li> <li>協議会は公開とし、議事録は残す</li> <li>貸与PCは持帰り可とし協議会は自宅か控室から参加</li> <li>執行部は議会のPC端末を使用して委員会室にて答弁</li> <li>必要に応じ市長・副市長・部局をまたがる質疑を実施</li> <li>協議会を閉じた後に、日を改めて委員会を開会する</li> <li>委員会には理事者の出席は原則として不要とする(請願・陳情の所見がある場合担当者出席)</li> <li>議案と一般報告の説明は割愛する</li> <li>質疑・質問は遠慮するものとする</li> <li>請願・陳情は案文朗読・所見・意見陳述を書面配布化して、陳述人の出席は不可とする</li> <li>討論は可能であれば書面配布化する</li> <li>委員会における議員間討議は遠慮するものとする</li> <li>所管事項に関する質問は遠慮するものとし、代わりに書面質問を奨励する</li> <li>採決後は速やかに散会する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員と事務局職員および議事説明員の健康と生命の保護</li> <li>それに伴う議会機能の維持</li> </ul>	

番号	目的	提案会派等	対象会議等	内容	期待される効果	結果
6	・議員と事務局職員の感染防止 ・それによる議会機能の維持	小林伸行議員（オブザーバー）	本協議会	本協議会の遠隔開催  本協議会を遠隔開催とするため、次の手を打つ。 ・貸与PCは持帰り可とし、自宅等から出席してよいこととする ・事務局員の支援を受けるため、控室にて貸与PCを通じて出席してよいこととする ・自宅に安定した通信環境がない場合、控室にて貸与PCを通じて出席してよいこととする ・理事者に質問をする際は、理事者は業務用・私用の端末から出席してよいこととする ・理事者は、委員会室に来て議会のPC端末を使用して出席してよいこととする ・遠隔開催のツールとしては、次のようなサービスの中から本市議会に合ったものを選定する -Microsoft社「Teams」 -Zoom Video Communications社「Zoom Meetings」 -Google社「ハングアウト」 -Cisco社「Webex Meetings」 ・傍聴者については、上記のようなツールに映像と音声なしで参加させる	・議員と事務局職員および議事説明員の健康と生命の保護 ・それに伴う議会機能の維持	5/15 正副委員長一任  5/22 以下の内容で議会運営委員会へ報告する  本協議会が感染拡大の影響により、参集しての開催が危ぶまれる時には、導入予定である「LINE WORKS」を用いてオンライン会議を開催するものとする。
C 8		よこすか未来会議	本協議会	本協議会のネット中継		5/15 インターネット中継とする
C 9	本協議会の公開性・透明性の確保	小林伸行議員（オブザーバー）	本協議会	本協議会のインターネット中継手段の確立  議会基本条例では、次のように定めている。 第6条（議会の活動原則） （1）公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること。 第12条（情報の公開等） 2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。 本条例に鑑み、本協議会をインターネット中継する。 とりわけコロナ禍で傍聴ができない現在の状況においては重要である。 なお、手段としては議会中継システムだけでなく他の方法も検討すればよいだろう。	・市民の負託と関心へ応えることができる。 ・議会の存在感を訴求できる	5/22 以下の内容で議会運営委員会へ報告する  本協議会における協議事項は、多くの市民に関わりがあり、また市民の関心も高いものであるため、インターネット中継を行うものとする。
10	会議の公開性・透明性・正当性の向上	小林伸行議員（オブザーバー）	本協議会	本協議会の特別委員会への転換  4/30付総務省通知によって、特別委員会を含む委員会をオンラインで遠隔開催できることが明示された。この状況の変化を受け、過去の100条委員会のように本協議会を特別委員会に転換する。	・地方自治法に定められた法定会議とすることにより、会議の正当性が向上する ・市長部局へ提示する ・議事録やインターネット中継の取り扱いを特例ではなく従来通りの手続きにできる	5/15 小林オブザーバーにより取り下げ

番号	目的	提案会派等	対象会議等	内容	期待される効果	結果
11	議会機能の維持	小林伸行議員（オブザーバー）	本協議会	<p>感染症流行に対応した議会BCP改訂</p> <p>新型コロナウイルスの流行は今後も続くことが想定され、感染爆発もあり得る。そのため、感染が広がっていない今のうちに「横須賀市議会災害時BCP」に感染症流行も対象として加え、感染拡大に備えた業務継続計画を立案する。</p> <p>なお、感染症流行を議会BCPの対象にしている議会は少ない。</p> <p>※参考：横須賀市議会災害時BCP P.1「本BCPが対象とする災害時の定義」より 本BCPは、以下の市本部3号配備にかかる災害を対象とする。 ・本市で震度6弱以上 ・大雨、事故災害等により市内全域で大規模災害又は甚大な局地災害発生／発生のおそれ ・大規模な原子力災害発生／発生のおそれ</p>	議会機能の維持	<p>5/15 次回再協議</p> <p>5/22 次回市議会災害時BCP（業務継続計画）改訂の内容を検討</p>
12	コロナ対策の財源捻出	小林伸行議員（オブザーバー）	市議会	<p>予算決算常任委員会(分科会)による不要不急な事業の選定</p> <p>本市の財政は硬直化しており、平成30年度決算の経常収支比率は102.1%まで悪化していた。また、令和2年度末の財政調整基金の残高見込額も51億円であり、目安とされる標準財政規模(平成30年度で828億円)の10%には満たない状況であった。</p> <p>そこへきて、コロナ禍だ。コロナ対策には、財源が必要となる。上記の通り財源は乏しく、予算編成権を持つ市長も状況の変化に対応した機動的な財政運営がしにくいはずだ。そこで、市長による行政改革プランの改定を待つのではなく、市民代表である議会が率先して行財政改革に取り組む。</p> <p>具体的には、臨時の予算決算常任委員会を開催し、4分科会において令和2年度予算の事務事業を評価し、優先度の低い不要不急な事業を選定する。4分科会の議論をふまえて予算決算常任委員会にて報告書を取りまとめ、市長に提出する。</p> <p>市長側から事業廃止をするとすると、対市民や対議会の調整が必要となり、行政改革にどうしても時間がかかるが、市民代表である議会が実施することで市長は調整の時間と人員のコストを節約できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長による機動的な財政運営によるコロナ対策の進展</li> <li>・財政の健全化</li> <li>・議会の存在感の訴求</li> </ul>	<p>5/15 他会派からの賛同を得られず</p>
13	市議会の申し入れに対する市の回答に示される対応策についての確認	小室卓重議員	市議会	<p>3月2日付で市議会が行った市長への申し入れについては、3月6日に回答があったが、その後の経緯の確認。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小学生の居場所について 各家庭への周知方法、相談件数、預かり実績など。</li> <li>2. 学童クラブについて 人員面の支援、校庭や体育館開放の実績。</li> <li>4. 情報発信 情報の共有化、発信窓口の明確化をどのように行っているか</li> </ol>	<p>必要な対応が適切に行われているかを確認し、必要に応じてさらなる対策につなげられる。</p> <p>申し入れと回答については市議会HPに掲載しているが、回答が保留になっているものもあり、申し入れ以降の経緯を確認することで、情報を市民に発信できる。</p>	<p>5/15 市の対策へ移動</p>

番号	目的	提案会派等	対象会議等	内容	期待される効果	結果
14	実態把握による的確な政策提言等への反映	小林伸行議員（オブザーバー）	市議会	市民へのオンライン・アンケートの実施  無料のGoogleフォームを用いて、市民に本市のコロナ対策について、要望を受け付けるアンケートを実施する。 できれば、市議会SNS(Twitter)の最初のコンテンツとする。	・本市の基本的な状況認識 ・市議会の民生重視・広聴重視の姿勢の周知	
15	実態把握による的確な政策提言等への反映	小林伸行議員（オブザーバー）	市議会	学童クラブへのアンケート実施  今回、新型コロナウイルス対策により、市内の福祉施設は経営面でも心理面でも大きな負荷がかかったはずだ。 うち、民間保育園や介護施設は措置型であり行政関与が強いため、市に一定の情報が入っていると思われる。 一方、学童クラブについては逸見小を除く71施設が民設民営で展開されており、今回、市からの平日日中対応の要請に、基本的に全施設が応えて下さったと聞く。ただし、報道でも市内の学童クラブが取り上げられたように、様々な困難を抱えていると思われる。そして、個別の学童クラブからの情報は個々の議員にバラバラと入ることはあっても、市も議会も全体像をなかなか掴めずにいるのが実態ではないか。 そこで、利害関係者であることも育成部や教育委員会ではなく、第三者的な市議会が広聴力と調査権を活かしてアンケートによる実態把握をすることは有効だと考える。 例として別紙にて案文を付記する。 なお、費用として、往信用切手代94円×71+返信用切手代84円×71=6,058円と封筒代程度を必要とする。	・本市の基本的な状況認識	

新規

新規